



むらやま重点作物利用 促進商品開発等支援事業 のご案内



《申請要領》

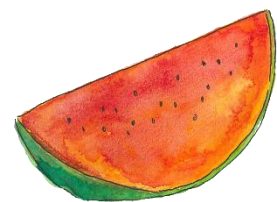


市内飲食店等が、市重点作物（サクランボ・モモ・スイカ・トマト）を使った新たなメニュー開発や商品提供に係る原材料費のうち、市内農業者から重点作物を直接購入又は市内産地直売所で販売する重点作物を購入する場合に、費用の一部を補助します。



補助対象期間：令和4年6月1日～令和4年12月31日

補助金額：3万円を上限に購入経費の3分の2



I. 事業の概要

1. 趣旨

むらやま重点作物利用促進商品開発等支援事業（以下「支援事業」という。）は、市重点作物（サクランボ・モモ・スイカ・トマト）の普及啓発及び利用促進を目的として、村山市内（以下「市内」という。）の飲食店等が使用する原材料費のうち、市内農業者又は市内産地直売所から直接「重点作物」を購入した費用の一部について、補助金を支給します。（※スーパー等からの購入は対象外です。）

本事業を活用する飲食店等は、市ホームページ等で掲載させていただく場合がございます。

2. 対象期間及び経費

令和4年6月1日から令和4年12月31日までの間に、市内飲食店等が新たなメニュー開発や商品提供に使用する原材料費のうち、市内農業者又は市内産地直売所から直接購入した市内産「重点作物」に係る経費となります。

3. 補助金の申請受付期間

令和4年6月1日から令和5年1月31日まで

4. 補助額

3万円を上限として、重点作物購入経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）

II. 申請要件

1. 補助金交付対象者について

対象者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食品関係営業の許可を受けた市内飲食店等となります。

2. 購入先農業者

市内で経営耕地面積が30アール以上の農業を営んでいる方となります。（※申込書提出時に農林課で確認します。）

3. 産地直売所

市内の有人型常設店舗で年間又は季節的に営業している直売所となります。

4. その他

対象商品は、メニュー表等で「村山市重点作物」を使用していることを必ず明記し、市で配布する店舗表示を行ってください。

Ⅲ. 申請手続き等

1. 補助金に関するお問合せ先

村山市農林課 6次産業係

(電話) 0237-55-2111 (内線 257)

2. 事業申込書及び補助金申請書の入手方法

- ・ 村山市農林課窓口 (村山市役所庁舎2階)
- ・ 村山市ホームページ

3. 補助金の申請書類

本補助金は、事業を実施し、必要経費の支払いを全て終了された後の「事後申請」です。そのため申請前には、必ず「事業申込書」及び「食品関係営業許可書の写し」をご提出いただき、その後、補助金の支給にあたっては下記の書類を提出していただきます。

また、必要に応じて追加書類の提出を求める場合もあります。なお、原則として、提出いただいた書類の返却はいたしません。

- 1) 交付申請書 一式
- 2) 領収書 (写し可)
 - ※ 領収書には経費の明細が記載されていること。
 - ※ 領収書の宛先が申請者名義になっていること。
- 3) 購入一覧表 (別紙)
- 4) 重点作物を使用した商品及びメニュー等の画像
 - ※ 画像は、可能な限りデータでの提出をお願いします。
- 5) 銀行口座通帳の写し
 - ※ 金融機関、支店、口座番号、名義人 (カタカナ) が分かる箇所をコピー

4. 補助金の審査期間

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは補助金を交付します。

Ⅳ. その他

本補助金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、給付の決定を取り消します。その場合、申請者は、指定された期日までに補助金を返還することとなります。また、返還に係る諸経費についても申請者の負担となります。